

保険医年金

(拠出型企業年金保険)

明日のための安心設計



予定利率1.225%

裏面の「保険医年金における予定利率の取り扱い」をご参照ください。

魅力1

増口・受給時の
自在な積み立て

魅力2

いつからでも**受取可能** &
受給時に**受取方法を選択**

全国保険医
団体連合会のHPでも
ご紹介しています。



魅力3

減口・払込中断
にも対応

魅力4

スケールメリットを
生かした
低廉な手数料

魅力5

6つの
生命保険会社に
リスク分散

- ◆加入手続きの詳細については、本紙の『手続き要領』と別紙の『保険医年金加入申込のご案内』をご覧ください。
- ◆当パンフレットは拠出型企業年金保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

全国保険医団体連合会

保険医年金における予定利率の取り扱い 2025年9月1日現在 1.225%

本制度は、生命保険会社6社の共同受託による「拠出型企業年金保険」契約を締結し、運営しています。本制度の予定利率は、各社の予定利率と引受割合により算出され、2025年9月1日現在 1.225%です。(※1)

毎年の決算では、その時点での予定利率を保証したうえで、受託会社の決算状況により配当が上乘せされる場合があります。

2024年度は0.112%の配当がありました。(※2)

運営にあたっては、制度の安定運営を第一としており、1968年の制度創設以来、積立額(給付額)が削減されたことはありません。

※1 本制度への加入期間が短期の場合は、受取金額が拠出金額を下回ること(元本割れ)があります。また、今後の経済変動などにより、将来基礎率(予定利率等)が変更される場合があります。詳しくは「注意喚起情報 6. 基礎率(予定利率等)の変更について」をご参照ください。

※2 これは2024年度の配当実績であり、将来の配当を約束するものではありません。

保険医年金の魅力



魅力1

増口・受給時の自在な積み立て

加入後は、月払(1口1万円)で通算30口まで増口ができます。例えば加入時に10口とし、経営が安定してきたら増口するなど、ライフプランに合わせて加入・増口できます。

また、老後の生活設計に合わせて、一時払(1口50万円)での積み増しも可能です。

さらに、年金受給開始時の掛金一括払も取り扱っています。

魅力2

いつからでも受取可能&受給時に受取方法を選択

受け取り方法を加入時に決める必要はありません。年金や一時金での受け取りは、加入後いつでもできます。(但し、加入5年未満での受け取りは、一時金のみとなり、また、加入期間が短期間の場合は、元本割れすることがあります。)

受け取り開始時に、4種類の年金あるいは一時金から、ご自身のライフプランに合わせてお選びいただけます。また万一の場合には、年金または一時金としてご遺族が受け取ることができます。

魅力3

減口・払込中断にも対応

払い込み期間中に急な資金需要があった場合でも、減口(口単位での解約)をすることによって、一時金として受け取ることもできます。

また、月々の払い込みが困難となった場合には、掛金の払い込みを一時中断することもできます。

魅力4

スケールメリットを生かした低廉な手数料

保険医年金は、加入者数約5万人、積立金総額1兆3千億円を超える日本有数の私的年金です。このスケールメリットを生かし、生命保険会社へ支払う手数料を、拠出型企業年金の中でも最も低い水準に抑えています。(生命保険会社の手数料の他に運営事務費があり、これらを差し引いた金額が積み立て原資となります)

また、脱退、減口、中断等の諸手続きの際の手数料はかかりません。

魅力5

6つの生命保険会社にもリスク分散

本制度は国内有数の生命保険会社6社(大樹、明治安田、太陽、富国、日本、第一)と団体契約して運営しています。各生命保険会社は、生命保険契約者保護機構(セーフティネット)に加入しており、万一の場合にも、加入者の積立金の保護が図られています。

詳細については、当パンフレットの該当説明箇所をご覧ください。



月払の取り扱い

加入資格（月払）	加入日現在、満 74 歳（生年月日が 1951 年 1 月 2 日以降の方）までの保険医協会・保険医会会員の方（増口の場合は、加入日現在、満 79 歳（生年月日が 1946 年 1 月 2 日以降の方）まで）
積立方法（掛金）	1 口につき月額 1 万円 加入者毎に通算 30 口（月額 30 万円）まで加入・増口できます。 ※掛金負担者は加入者本人とします。（法人等の負担は取り扱いできません） ※一時払の取り扱いもあります。（「一時払の取り扱い」をご参照ください） ※原則として減口（口解約）はできませんが、やむを得ない場合は取り扱います。（減口部分に対応する積立金を支払い） ※掛金振込の中断、再開も口単位に取り扱います。 ※掛金払込時に、掛金から運営事務費（1 口当り 100 円）、委託手数料（1 口当り 117 円）および遺族年金特約保険料（1 口当り 6 円）、毎年の決算時および給付金支払い時に、積立金から委託手数料（積立金に対して 0.09%）がそれぞれ控除されます。（2025 年 8 月末実績）



一時払の取り扱い

加入資格（一時払）	保険医年金の「月払」に加入されている満 79 歳（生年月日が 1946 年 1 月 2 日以降の方）までの方
一時払掛金	1 口につき 50 万円、加入日毎に 40 口まで加入できます。 ※お払い込みは申込書受領後、協会より別途振込のご案内をいたします。（振込手数料は加入者負担となります） ※掛金払込時に、掛金から運営事務費（1 口当り 5,000 円）および委託手数料（1 口当り 5,850 円）、毎年の決算時および給付金支払い時に、積立金から委託手数料（積立金に対して 0.09%）がそれぞれ控除されます。（2025 年 8 月末実績）



その他

年金受給開始時の掛金一括払

年金受給開始時の掛金一括払もお取り扱いしております。（詳細は協会へご照会ください）

脱退

この制度からの脱退は、加入者の任意とします。ただし、保険医協会・保険医会を退会したとき、満 80 歳到達直後の 9 月 1 日に達したときは、この制度から脱退しなければなりません。

月払を全口脱退される場合は一時払分も脱退となります。



手続き要領

加入日（責任開始日）	2026 年 1 月 1 日
申込手続き	・所定の申込書（兼銀行宛預金口座振替依頼書）を保険会社または保険医協会・保険医会へご提出願います。 ・制度の内容をよくご確認いただき、ご本人が直接記入・押印のうえ、お申し込みください。
掛金の払込方法 および 未入の取り扱い	・払い込みは月払とし、ご指定の銀行口座より協会指定日（当日が休日の場合は翌営業日）に自動的に引落されます。（一時払を利用される場合の払い込みは協会より別途ご連絡いたします） ・毎年 1 回、積立金をご通知いたしますが、月々の領収証は省略させていただきます。 ・加入申し込み後、口座振替ができず、初回口座振替より掛金が連続して 3 回未納となると不成立となり、ご加入ができなくなりますのでご注意ください。 ・事情により掛金の払い込みについて一時中断（掛金払込中断制度）をご希望の場合は、保険医協会・保険医会へご相談ください。一時中断のお申し出がないまま未入回数が通算 6 回（6 ヶ月分）となりますと、その後の掛金払い込みができなくなり、本制度から脱退の取り扱いをさせていただきますこととなりますのでご注意ください。
変更およびお問い合わせ	住所、指定銀行口座等の変更手続き、お問い合わせは保険医協会・保険医会へお願いいたします。



運営方法

この制度は、生命保険会社と締結した拋出型企業年金保険契約に基づき運営します。なお、制度運営の適正を期するため加入者代表を含めた共済制度運営委員会を設置しています。

右記の引受保険会社は、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は、2025 年 9 月 1 日現在のものであり、今後変更することがあります。

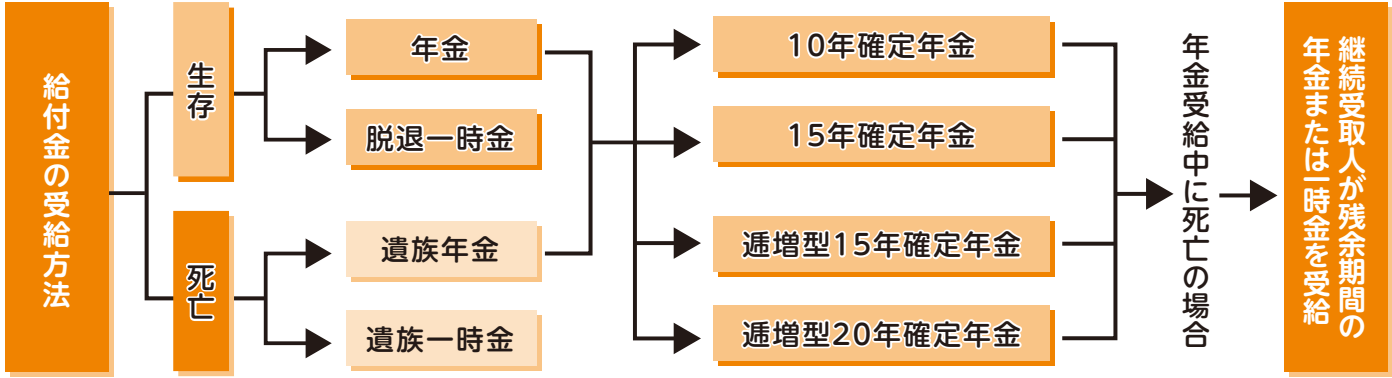
引受保険会社	引受割合
大樹生命保険株式会社（幹事）	7.00%
明治安田生命保険相互会社	36.60%
太陽生命保険株式会社	20.15%
富国生命保険相互会社	18.08%
日本生命保険相互会社	15.67%
第一生命保険株式会社	2.50%



受け取り方法

種類	受給要件	給付金額（「給付額試算表」参照）
年金	・満 80 歳到達直後の 9 月 1 日に達したとき ・加入期間 5 年以上で年金受給（脱退）を申し出たとき	加入（掛金払込）期間に応じた積立金を年金または一時金でお支払いします。 ※給付額は「給付額試算表」をご参照ください。
脱退一時金	・脱退一時金を申し出たとき	
遺族年金 遺族一時金	・加入期間中に死亡されたとき ※加入期間 5 年以上の場合は遺族年金・遺族一時金のいずれか、5 年未満の場合は遺族一時金をお支払いします。	死亡時の積立金に 1 口当り 1 万円（遺族年金特約保険金）を加算し、年金または一時金を遺族受取人 ^注 にお支払いします。
給付金の請求 および 支給方法	・所定の用紙を保険医協会・保険医会へ提出いただき、保険会社より指定銀行口座へ振り込みます。 年金…必要書類受理後の 2、5、8、11 月の 15 日に 3 カ月分ずつお支払いします。 脱退一時金・遺族一時金…必要書類受理後すみやかにお支払いします。 ※年金や一時金の請求権は、その権利を行使することができることから 3 年間請求がないときは時効により消滅します。	

注）遺族受取人は、あらかじめ加入者が指定した方です。遺族受取人を指定しなかった場合、および指定していた遺族受取人が既に死亡されていた場合の遺族受取人となる方の範囲、順位は次のとおりです。（詳細は申込書裏面の「保険医年金規程」をご参照ください）
①配偶者 ②子 ③養父母 ④実父母 ⑤孫 ⑥祖父母 ⑦兄弟姉妹 ⑧本会が指定した者
遺言による遺族受取人の指定・変更は取り扱いませんのでご注意ください。



年金受給中に亡くなった場合

※年金受給中に亡くなられた場合は、残余支払期間の年金を継続受取人にお支払いします。



税務上の取り扱い

積立時	掛金	掛金から運営事務費（月払 1 口につき 100 円、一時払 1 口につき 5,000 円）を控除した額が一般生命保険料控除の対象となります。（個人年金保険料控除の対象にはなりません） ※ 2012 年より生命保険料控除制度が改正されておりますが、この契約は加入日にかかわらず旧制度の生命保険料控除が適用されます。	所得税法第 76 条 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 5 号 地方税法第 34 条第 1 項第 5 号
	積立金・配当金	掛金払込期間中は課税関係は生じません。	
受取時	年金	この年度中に受け取る年金額は、必要経費を差引いたものが雑所得とされ、他の所得と合算されて課税されます。雑所得の計算は次のとおりです。 $\text{課税対象額} = \frac{\text{年金年額}}{\text{基本年金} + \text{増加年金}} - \left(\frac{\text{年間基本年金}}{\text{受給額}} \times \frac{\text{掛金累計額}}{\text{基本年金受給総額}} \right)$ ※雑所得金額が年間 25 万円以上のとき 10.21% の源泉徴収を行います。	所得税法第 35 条 同法施行令第 183 条第 1 項 所得税基本通達 35-1 (9) 所得税法第 207 条、208 条、209 条 同法施行令第 326 条 復興財源確保法第 9 条、28 条
	脱退一時金	一時所得として他の所得と合算され課税されます。 一時所得の計算は次のとおりです。 $\text{課税対象額} = \frac{(\text{受取一時金額} - \text{掛金累計額}) - 50 \text{ 万円}}{2}$	所得税法第 22 条、34 条 同法施行令第 183 条第 2 項、第 4 項
	遺族年金	遺族一時金相当額が、相続（贈与）税の対象となります。受取人が法定相続人の場合は、生命保険金控除（法定相続人 1 人当り 500 万円）の適用が受けられます。 また、遺族年金として受け取る年金額について、課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額にのみ所得税（雑所得）が課税されます。	（受給開始時） 相続税法第 24 条（給付事由が発生している年金受給権の評価）
	遺族一時金	相続（贈与）税として課税されます。 受取人が法定相続人の場合は、生命保険金控除（法定相続人 1 人当り 500 万円）の適用が受けられます。	相続税法第 12 条第 1 項第 5 号

※ 2025 年 7 月 1 日現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行なわれた場合には記載の内容と相違する場合があります。
個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署、国税局にお問い合わせください。

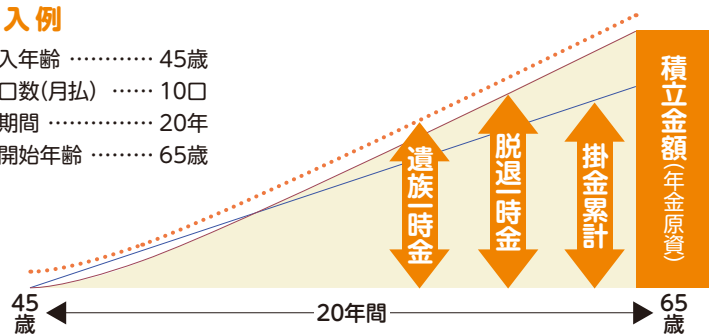


制度イメージ図(年金の種類)

下の図はご加入例によるイメージです。数値は給付額試算表に基づいたものであり今後変動(増減)することがあります。

ご加入例

- ・ご加入年齢 45歳
- ・加入回数(月払) 10回
- ・払込期間 20年
- ・年金開始年齢 65歳



※遺族年金特約保険金の加算は掛金払込中に死亡された場合です。

積立金額(年金原資)

約2,632万円

お受け取り時に4種類の年金のいずれかをご指定いただきます。一時金での受け取りもできます。

10年確定
(基本年金)

約230,420円

(基本年金)

65歳 ← 10年



給付額試算表

月 払 (1口 10,000円)												
加入 期間	払込 回数	掛金総額	脱退 一時金額	遺族 一時金額	10年確定年金		15年確定年金		15年確定年金(2%逡増型)			
					基本 年金月額	年金 受給総額	基本 年金月額	年金 受給総額	基本 年金月額	5年目 年金月額	10年目 年金月額	15年目 年金月額
年	回	円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円
1	12	120,000	117,900	127,900								
2	24	240,000	237,300	247,300								
3	36	360,000	357,900	367,900								
4	48	480,000	480,000	490,000								
5	60	600,000	603,400	613,400	5,284	634,080	3,627	652,860	3,160	3,421	3,780	4,172
6	72	720,000	728,300	738,300	6,376	765,120	4,378	788,040	3,815	4,130	4,561	5,032
7	84	840,000	854,500	864,500	7,481	897,720	5,136	924,480	4,475	4,843	5,347	5,904
8	96	960,000	982,200	992,200	8,599	1,031,880	5,906	1,063,080	5,144	5,570	6,150	6,791
9	108	1,080,000	1,111,300	1,121,300	9,729	1,167,480	6,682	1,202,760	5,821	6,301	6,956	7,682
10	120	1,200,000	1,241,900	1,251,900	10,872	1,304,640	7,466	1,343,880	6,506	7,041	7,772	8,582
11	132	1,320,000	1,374,000	1,384,000	12,028	1,443,360	8,261	1,486,980	7,199	7,795	8,606	9,501
12	144	1,440,000	1,507,600	1,517,600	13,198	1,583,760	9,063	1,631,340	7,897	8,550	9,441	10,425
13	156	1,560,000	1,642,700	1,652,700	14,381	1,725,720	9,876	1,777,680	8,606	9,314	10,284	11,355
14	168	1,680,000	1,779,300	1,789,300	15,577	1,869,240	10,698	1,925,640	9,322	10,091	11,141	12,300
15	180	1,800,000	1,917,500	1,927,500	16,786	2,014,320	11,530	2,075,400	10,045	10,872	12,003	13,253
16	192	1,920,000	2,057,200	2,067,200	18,009	2,161,080	12,367	2,226,060	10,777	11,666	12,882	14,226
17	204	2,040,000	2,198,600	2,208,600	19,246	2,309,520	13,218	2,379,240	11,517	12,468	13,766	15,196
18	216	2,160,000	2,341,500	2,351,500	20,499	2,459,880	14,078	2,534,040	12,266	13,277	14,662	16,187
19	228	2,280,000	2,486,100	2,496,100	21,765	2,611,800	14,948	2,690,640	13,023	14,099	15,567	17,185
20	240	2,400,000	2,632,300	2,642,300	23,042	2,765,040	15,827	2,848,860	13,788	14,923	16,477	18,190
21	252	2,520,000	2,780,100	2,790,100	24,338	2,920,560	16,715	3,008,700	14,562	15,761	17,402	19,214
22	264	2,640,000	2,929,700	2,939,700	25,647	3,077,640	17,613	3,170,340	15,346	16,614	18,344	20,255
23	276	2,760,000	3,080,900	3,090,900	26,970	3,236,400	18,523	3,334,140	16,139	17,468	19,286	21,292
24	288	2,880,000	3,233,900	3,243,900	28,311	3,397,320	19,443	3,499,740	16,941	18,339	20,249	22,359
25	300	3,000,000	3,388,600	3,398,600	29,665	3,559,800	20,372	3,666,960	17,750	19,213	21,214	23,423
30	360	3,600,000	4,188,700	4,198,700	36,669	4,400,280	25,183	4,532,940	21,941	23,750	26,223	28,951
35	420	4,200,000	5,035,400	5,045,400	44,082	5,289,840	30,273	5,449,140	26,376	28,548	31,518	34,799
40	480	4,800,000	5,931,200	5,941,200	51,924	6,230,880	35,658	6,418,440	31,068	33,629	37,128	40,993
45	540	5,400,000	6,878,900	6,888,900	60,220	7,226,400	41,357	7,444,260	36,034	39,005	43,062	47,545
50	600	6,000,000	7,881,700	7,891,700	68,999	8,279,880	47,386	8,529,480	41,287	44,688	49,339	54,474

注 1) 給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますので、実際にお受け取りいただく金額は変動(増減)することがあります。したがって、実際にお受け取りいただく金額は、記載の金額を下回る可能性があり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

①現在の加入状況が維持されること。

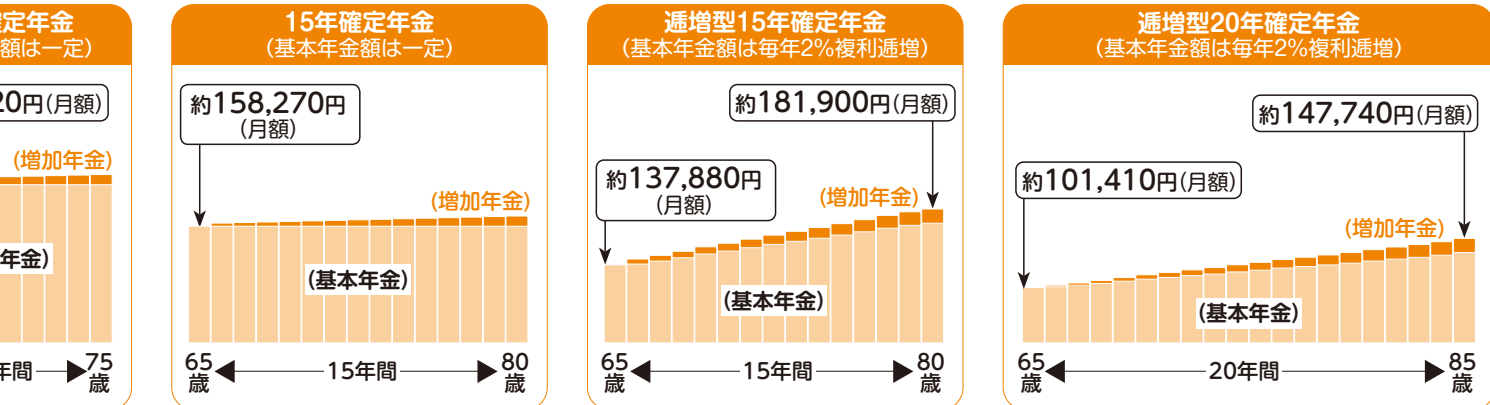
②加入者全員の掛金が毎月所定の日に入金されたものとしています。

③給付額試算表の給付額は、予定利率 1.225% (2025 年 9 月 1 日現

在の各引受保険会社の予定利率および引受割合による)に基づき計算しております。

※記載の給付額試算表には配当金を加算しておりません。

※毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の増進に充当されます。年度途中で脱退された場合にはその年の配当金はありません。



この「給付額試算表」は、現時点で確定しておらず、実際にお受け取りいただく金額は変動（増減）することがあります。（詳細は下記の注をご参照ください。）

		20年確定年金(2%逦増型)					
年金 受給総額		基本 年金月額	5年目 年金月額	10年目 年金月額	15年目 年金月額	20年目 年金月額	年金 受給総額
約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円
656,112	2,325	2,516	2,774	3,063	3,380	676,992	
791,736	2,806	3,035	3,352	3,703	4,089	818,004	
928,428	3,292	3,565	3,938	4,348	4,800	960,564	
1,067,880	3,784	4,095	4,522	4,991	5,510	1,102,956	
1,207,956	4,282	4,635	5,117	5,652	6,241	1,248,720	
1,349,772	4,785	5,178	5,719	6,314	6,971	1,395,108	
1,494,276	5,295	5,732	6,329	6,986	7,714	1,543,896	
1,639,272	5,809	6,289	6,943	7,667	8,465	1,694,004	
1,785,732	6,330	6,850	7,564	8,350	9,216	1,845,024	
1,934,580	6,856	7,421	8,194	9,046	9,990	1,999,188	
2,084,328	7,388	7,998	8,829	9,747	10,762	2,154,096	
2,236,860	7,927	8,580	9,472	10,459	11,548	2,311,116	
2,390,196	8,470	9,168	10,123	11,174	12,338	2,469,504	
2,545,740	9,022	9,768	10,784	11,909	13,148	2,631,228	
2,702,940	9,579	10,369	11,448	12,642	13,959	2,793,252	
2,861,088	10,141	10,976	12,121	13,380	14,774	2,956,752	
3,021,756	10,712	11,595	12,801	14,133	15,604	3,123,084	
3,185,196	11,287	12,219	13,492	14,895	16,445	3,291,456	
3,348,912	11,871	12,846	14,185	15,662	17,293	3,460,812	
3,516,024	12,460	13,487	14,889	16,439	18,148	3,632,652	
3,683,664	13,058	14,134	15,606	17,232	19,026	3,807,540	
4,553,316	16,139	17,469	19,288	21,295	23,514	4,705,872	
5,473,080	19,401	21,001	23,186	25,601	28,267	5,657,052	
6,447,168	22,853	24,736	27,311	30,152	33,293	6,663,012	
7,477,692	26,505	28,688	31,676	34,973	38,611	7,727,868	
8,567,580	30,368	32,869	36,289	40,067	44,239	8,853,696	

一時払（1口 500,000円）					
経過 期間	脱退 一時金額	基本年金月額			
		10年 確定年金	15年 確定年金	15年 確定年金 (2%逦増)	20年 確定年金 (2%逦増)
年	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円
1	494,600				
2	500,300				
3	505,900				
4	511,700				
5	517,500	4,531	3,111	2,712	1,994
6	523,300	4,581	3,145	2,741	2,016
7	529,300	4,635	3,182	2,773	2,040
8	535,300	4,687	3,218	2,804	2,061
9	541,300	4,740	3,255	2,836	2,086
10	547,500	4,793	3,291	2,869	2,110
11	553,700	4,848	3,328	2,900	2,132
12	560,000	4,902	3,366	2,933	2,158
13	566,300	4,958	3,405	2,966	2,182
14	572,700	5,014	3,444	3,000	2,207
15	579,200	5,070	3,483	3,035	2,232
16	585,800	5,128	3,521	3,069	2,257
17	592,400	5,185	3,561	3,103	2,282
18	599,200	5,246	3,602	3,138	2,308
19	606,000	5,304	3,643	3,174	2,334
20	612,800	5,365	3,685	3,209	2,361
21	619,800	5,425	3,727	3,248	2,389
22	626,800	5,487	3,768	3,283	2,415
23	633,900	5,548	3,810	3,321	2,442
24	641,100	5,612	3,854	3,358	2,471
25	648,400	5,677	3,899	3,396	2,498
30	686,000	6,006	4,126	3,594	2,643
35	725,800	6,353	4,364	3,802	2,796
40	767,900	6,723	4,616	4,024	2,958
45	812,400	7,111	4,885	4,255	3,131
50	859,600	7,525	5,167	4,502	3,312

注 2) 委託手数料 117 円は 2024 年度現在の団体の年間収入掛金を基準として算出したものです。また、毎年の決算時および支払い時に積立金より控除される所定の金額は 2024 年度末時点の団体積立金を基準として算出したものです。いずれも将来、団体の年間収入掛金ならびに団体積立金の動きに伴い見直すことがあります。

注 3) 上表は 1 口当りの金額です。月払掛金 1 口 1 万円、一時払掛金 1 口 50 万円の元、委託手数料、運営事務費、遺族年金特約保険料を差し引いた金額が積み立てられます。(遺族年金特約保険料は月払掛金のみ)

注 4) すでにご加入いただいている方の積立金額は過去の配当率が一定で
ありませんでしたので、上表によらず積立金通知書をご参照ください。
注 5) 年金については、2 年目以降、配当金により積み増しされた年金がある
場合は、基本年金に増加年金として加算されます。
注 6) 年金月額が 1 万円未満の場合は一時金のお取り扱いとなります。
注 7) 「脱退一時金」「遺族一時金」は、実際は 100 円未満を切り捨てず、
1 円単位までお支払いします。



個人情報の取り扱いについて

- ・保険医年金の運営にあたっては、全国保険医団体連合会（以下、保団連）および都道府県保険医協会・保険医会（以下、協会）は、申込書類に記載の個人情報および本年金制度の運営において入手する個人情報（氏名、性別、生年月日、その他記載された個人情報。以下、個人情報）について本年金制度の運営・管理に必要な範囲で取り扱います。
- ・保団連が保険契約（拋出型企業年金保険契約）を締結する大樹生命保険株式会社、明治安田生命保険相互会社、太陽生命保険株式会社、富国生命保険相互会社、日本生命保険相互会社および第一生命保険株式会社（以下、引受保険会社）へ個人情報を提供します。
- ・保団連および協会は、個人情報を、本年金制度の掛金の収納管理、共済制度の普及と加入申込者管理および諸手続き、各種個別相談等への回答、各種問い合わせおよび依頼、その他本年金制度に関連・付随する業務のために使用します。
- ・引受保険会社は、受領した個人情報を拋出型企業年金保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他当該保険契約に関連・付随する業務のために使用し、また、保団連および協会ならびに引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。
- ・なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き、保団連および協会、引受保険会社においてそれぞれ上記に準じて個人情報を取り扱います。
- ・また、保団連は、本年金制度の運営に係る保険契約において、引受保険会社を今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社にも上記目的の範囲内で提供します。



ご意向（ニーズ）確認のお願い

この保険は、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備することを主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」ならびに、「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容（主に以下の内容）等について申込者さまのご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- ☐ 年金の取扱内容（年金受給が可能となる時期、年金受給要件等はニーズに合致していますか）
- ☐ 一時金の取扱内容（脱退、払出等に伴う一時金は払込掛金累計額を下回ることがあります）
- ☐ 給付額試算表に記載の年金額・一時金額（基礎率（予定利率・予定死亡率等）の変更等によっては大きく変動する可能性があります）
- ☐ 掛金払込期間（払込期間はニーズに合致していますか）

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の
公的年金シミュレーターはこちら



特に重要なお知らせ

この「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。お支払い事由および制限事項の詳細やご契約に関する事項、その他の詳細につきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。



契約概要

1. 商品名称

拋出型企業年金保険

2. 商品の特徴

団体の所属員の方について、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積み立てを行い、退職後等に年金または一時金が受け取れます。また、拋出型企業年金保険遺族年金特約により、死亡時には遺族年金特約保険金が加算されます。詳細はこのパンフレットの該当箇所をご参照願います。

3. 積立金について

- ・お払い込みいただいた掛金は、運営事務費、委託手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- ・将来の受取予想額につきましては「給付額試算表」にてご確認願います（将来の受取額をお約束するものではありませんのでご留意願います）。
- ・加入期間によっては積立金額（脱退一時金額・一部払出の金額）および遺族一時金額が払込掛金の合計額を下回る場合があります。

4. 加入年齢、掛金等

- ・加入年齢、加入資格、（追加）加入日、掛金の額、払込方法、払込完了の時期、年金受取期間等につきましてはこのパンフレットの該当箇所をご参照願います。
- ・退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

5. 年金や一時金が主に支払われる場合

詳細はパンフレットの「受け取り方法」をご参照願います。

・年金

掛金払込完了期日を迎えた時や所定の要件を満たした場合、積立金を原資とした年金をお支払いします。なお、この年金の月額が1万円未満となる場合には年金に代えて一時金でお支払いします。
※一時金を希望される場合は、年金での受け取りに代えて、一時金での受け取りも可能です。

・遺族一時金

加入者が掛金払込期間中に死亡した場合は、積立金に払込中の月払掛金1口につき1万円の遺族年金特約保険金を加算した遺族一時金を遺族の方にお支払いします。なお、全口払込中止の期間中に死亡された場合や払込を中断した分については、遺族年金特約保険金の加算はありません。

6. 配当金について

- ・毎年の配当金はお支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
- ・掛金払込期間中の配当金は積立金の積み増し、年金受給権取得後の配当金は年金の積み増しとして充当します。
- ・年度途中で脱退された場合はその年の配当金は支払われません。

7. 引受生命保険会社

この保険契約は、大樹生命保険株式会社を幹事会社とする生命保険契約です。引受生命保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います（給付に際しての負担割合は相違する場合があります）。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

〔大樹生命保険株式会社〕

本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

★ 最終ページの「注意喚起情報（ご加入にあたっての重要事項）」に続きます。



注意喚起情報(ご加入にあたっての重要事項)

1. お申し込みの撤回について

この保険へのご加入のお申し込みの撤回(取り消し)については、加入申込書(共済制度の解説欄)をご参照願います。

2. 責任開始期について

- ・ご提出いただいた加入申込書に基づき引受生命保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を開始します。ただし、所定の要件(加入者数10名以上)を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。(解約となります。)
- ・生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 加入資格について

- ・この保険は、団体の所属員の方のみご加入いただけます。
 - ・退会等により加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続きが必要です。
- 詳細はこのパンフレットの該当箇所をご参照願います。

4. 年金や一時金について

○年金や一時金のお支払い制限について

- ・遺族一時金・遺族年金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合、他の相続人に遺族一時金・遺族年金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払いの年金原資を他の相続人にお支払いします。
- ・保険契約者の保険契約締結の際または加入者のこの保険契約への加入の際に詐欺の行為があった場合、この保険契約の全部または一部は取り消しとなることもあり、すでに払い込まれた掛金は払い戻ししません。
- ・保険契約者の保険契約締結の際または加入者のこの保険契約への加入の際に年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合、この保険契約の全部または一部は無効となり、すでに払い込まれた掛金は払い戻ししません。
- ・受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行ったとき(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- ・保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- ・年金や一時金の請求権は、その権利を行使することができるから3年間請求がないときは時効により消滅します。

○パンフレット記載の給付額試算表について

このパンフレットに記載の給付額試算表については、新規に加入される方の給付額、または掛金を増口される方の増口部分に相当する給付額を試算したものです。既加入者の実際の給付額については、このパンフレットに記載の給付額と異なります。また、実際にお受け取りいただく金額は、記載の金額を下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

5. 掛金の払い込みについて

加入者から掛金の払い込みのないまま所定の猶予期間を経過した場合、掛金の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

6. 基礎率(予定利率等)の変更について

引受生命保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。

7. 脱退・払い出し時の一時金額について

この保険の掛金は、お払い込みいただいた掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は運営事務費、委託手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間が短い場合、積立金や脱退・払い出し時の一時金額がお払い込みいただいた掛金の合計額を下回る場合があります。

8. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

[生命保険契約者保護機構] Tel: 03-3286-2820

ホームページアドレス: <https://www.seihohogo.jp/>

9. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。

10. 個人情報の取り扱いについて

この保険の運営にあたっては、加入者の個人情報をお取り扱いします。ご加入の際には、「個人情報の取り扱いについて」を必ずご参照いただき、同意のうえお申し込みください。

11. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

○お手続きおよび照会窓口について

この保険の「加入(金額変更)」[脱退]等のお手続き、契約内容等に関するご照会につきましては、保険医協会・保険医会にお問い合わせください。

○年金・一時金のお支払いに関するお手続きについて

- ・受取人からのご請求に応じて年金・一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金・一時金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険医協会・保険医会にご連絡ください。
- ・お支払い事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレットおよび「特に重要なお知らせ」の記載内容を、併せてご確認ください。
- ・年金・一時金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに保険医協会・保険医会にご連絡ください。

○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、保険医協会・保険医会または引受保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受保険会社連絡先]

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

12. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは受け付けておりません)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な保護を図っております。